丙午雜草

二

特別
14
1919
216

176493

○保護ハ為[illegible]其ノ為ニ特権ヲ許サヽリシノ故ヲ以テ未ダ保護ノ根拠ヲ及ボスヨリ
ハ寧ロ採取ノ為ニ生ズル根拠ヲ強調シ之ヲ保護スルニ至ラシムルモノ[illegible]
[illegible]其ノ結果ヲ減ズルヲ以テ[illegible]
セザル[illegible]ノ山林ノ如キ[illegible]根拠ヲ採集スル
ノ漸ヤク[illegible]或ハ[illegible]ノ如キ[illegible]ノ
ル植物ヲ採取シ其ノ根ヲ剪[illegible]リ其結果ヲ
ツモ顧ミザル[illegible]漸ヤク[illegible]

松村任三（現ニ文学士）氏言山林ノ保護ノ[illegible]
ト題シ東洋学会雑誌（二号五十五頁）ニ載ス

38- 9015

子孫を思ふの、大いなる因縁を育ふべきものなり
すべからく自然保護といふことあるも或は種族
のみを特殊を特別のものとせるも或は種族
を特別ならしめ法律あり美しき地割を設くる
不以のものを凡そ多くしかるも或は間
接に人間をあるの為あるも或は山岳を
主として自然の風物の美を深めるの教育を為
あるも或は耕作あるの為に点のくるる
さるを以て之を保護するかおもしも或は捕獲
を許し或は狩猟の為に為すを特殊せさ
うとするものなるべし要するに鉄腕を振
得るの自然はその人の色料を使するものな

り風土の種族を絶滅せしめざるんかみの養
之ゞ蕃殖を図るべきこと最も必要あるべし
而して植物に於ても人工を加へるものと之
を四種に分類し収穫の量増殖するを
図り又森の樹木を十分なる之を保護するを
為に強ひるものの色を清せざるべからず
果して特殊の意味を植物の数を
種類するものを設定し植物の未だ生育せざる
を行はんとする時なるに人の之を実験す
る者鮮からしめ山林の未だ植物を採集す
ることを加へて或は保護の為に出でる
者を特殊の解を生じ山岳を跋渉し奇花

を去るの珍草を見出して之を採るや路を問ひとも山
ともすれば其の勢力を以て目の觸るゝ草其根を絶
ち其の種を絶さんとするの状況あり此の謂り
の随ひて山林伐人の如きはなるべく珍奇の菌
類を得ても之を金銭に換へんとし一時に多数の
菌を採りて珍を求むる草木の如きは早くも
之を取尽して大なるは龍を背負ひて山を下り
手に任せて之を採りて帰り市に出て販売しよ
うとす……さればこれを保護するの権は
無く採集する菌類を残らず得らるるものも或
は悉く保護せざる可らざるは目下の急務
なり欧羅巴にて権あるも高山植物保護を主張

すまり説大に起りて出来ぬれ之に与力するの
あり其の方法の如きも従前研究せられたるを
○何人大概を叙ぶ蘭中の府縣の世中を尋ね其を
に蘭中の部の出る事蘭学者にあるまじき呼ぶ者
いと今じゃが世中若衆しくするを目にもあらん
ものさくらしい者が有つて来れ、客を蘭中
節の流儀をゆるし様子もお前さ都への宇治流(蘭
中又都の宇治流の二流あり)のと謂ひて蘭学者を
私として私に何気なすと答へ、あとからも当らば
此の若蘭中の、そのうえ世中しを誤つて蘭中の
生人の蘭学者を探し出して客に需むるに至せしめ
(其の露発を山谷の人家に知らしめ蘭中

寄生せし地衣とも異なる所）

○婦人は薩摩芋や唐茄子を嗜む、蘭(?)河の男子が忌むは元来婦人は多分に比較的多く澱粉質を欲し、又澱粉質を含むは薩摩芋唐茄子を最も多く含むよりと

○俗人が毎日々々風を引くといふは家を出づ寒と熱を引くなりと

○児を余に付けしむるは方法術の可なるに流れて行きし場合に流動体の如く深く、食用の茸菌のごとく一定して生長致する所なし、故に長之んを[illegible]常に[illegible]其の生育の[illegible]流動体にて仕組み、生育の状態

を示さば何の異あるのみならず植物学研究に不備を為さんと先づ元の如く之れを而も見ん唯だ岩崎のごとき家の状を紙[illegible]けるにあらんば恐らく菌茸を[illegible]一日の[illegible]脈絡を流動体にて仕組み得難からんと余輩も其の所以を闡明く[illegible]三万千尺のヒルムを高百尺するを十五分間を[illegible]とす一時間に要するヒルムを一万二千尺[illegible]而して假りに十二時間の撮影状態を間断なく写し取るとすれば十四万四千尺のヒルムを要す、即ちヒルム一尺の價を見て一円とせば十四万四千尺のヒルム

田辺版

の傳を聞りて直ちに十四万四千四百両差し三十四
時間を以て言語を通ずるに至れり之れ二倍ひろ三十
倍を要せんとする費用を要すべし而して軍艦ヒ
ルムの代[illegible]きさることを思ふに[illegible]
思ふに一のくぶと現[illegible]計算しに
[illegible]万数を以て若干と雖ども
金文問ふ[illegible]現的[illegible]長きヒルムを
用ゆる法動言えるを以て[illegible]
英四年を経て三年の[illegible]を[illegible]成
る雞船の光景を言[illegible]
才一[illegible]此のヒルムの尺を言ふ一番尺[illegible]
伝て此雞船の光景を[illegible]三ケ年を

雞船
所以を問ふ曰く此の言葉
のちくし共の救助船を雞船
搭ずるあるを雞船を再演しこんな関するあるも
之れ況を伝聞を言しいるを得ず例へば長
日日を要さいるを得ず例へば風浪の
験するあるを雞船の際の風浪を言さ
人とする[illegible]る風浪の起るときを待たるの
ず人の命中を沈没する状態[illegible]
問する元寿を言さん[illegible]
人間を蹴出[illegible]ことも[illegible]ハさんば人間等
しき偽像を[illegible]
救助船を[illegible]潜の夫を役する事演

[illegible]

○下賦の説　吁雨ハ下賤のものゝ雨を人の脚下

は踏まるゝを合とす、然れども雨を欲するべきゝ人くの
徳を有り、人を苦しめ軽蔑を忘れんも
雨を[illegible]軽蔑を忘れんも
然れども而も能く[illegible]
逆ゝ人雪駄や草履や泥を踏ん
[illegible]上の[illegible]雨を[illegible]
[illegible]人の[illegible]を[illegible]
く通逆ゝ車[illegible]
[illegible]躍る人の[illegible]頭を撲
つ、故ゝ江戸[illegible]雨を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]し、云服ハ絞
[illegible]を美とする故ハ[illegible]
[illegible]、江戸ハ[illegible]を[illegible]
[illegible]、雨を[illegible]の[illegible]ハ昂然術頭の様
行すること、雨を高くし義を重んじ武骨
一片あること、[illegible]と金箱を大夫の家うんと伽羅
を焚きこめ高級[illegible]、雨の温箱織[illegible]
[illegible]を[illegible]帰人小[illegible]を[illegible]帰女[illegible]
是[illegible]小[illegible]、[illegible]を[illegible]
[illegible]雨の温箱織[illegible]を扶くるの徳の様
[illegible]と[illegible]を安金を[illegible]

十二

○此頃米茶の名[illegible]を[illegible]の古[illegible]
の中[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
とゞ[illegible]の大[illegible]を文徴明の[illegible]長
するのを細粉かける行[illegible]を得て拙[illegible]
真似ゞ[illegible]文徴明の行[illegible]を深山方
きなるこう細粉を[illegible]
[illegible]を[illegible]一を巧[illegible]
不[illegible]徴明の真[illegible]を鑑[illegible]
[illegible]と[illegible]
○此のこゝ中村[illegible]ハ王義之[illegible]一[illegible]
を[illegible]、[illegible]の[illegible]ハ[illegible]人の書の[illegible]人を
[illegible]を拙[illegible]義之の書を書の

和と合く美を尽す此に歐陽詢の書しに比すべき王羲之と呼ぶべき所なるべし、之を享保年間王羲之の書
なりと称せられし黄庭経曹娥碑等を將て
歐陽詢の書えし碑と題せしことなりしも
詢の書である筆を思ふに其写一点の趣を含む
る能はざるものあるべし
歌に柿本人麿を称するやうに書に王羲之
を右筆のえらい人、富士に神様のやうに称するも
唐代を太宗をかめとし歴朝の天子皆
王羲之を貴んでゐるためもあるとの
ひとをいと云ふ事に引きあひあつて
其国家の学に一寸排斥する風の起つたのいし

ことなりしも又部興し再び盛んな
海内をとりこまうとの為、楷書でも黄庭経曹娥
碑行書でも蘭亭記のやうな書を模範
として天下を巻けんとの為、所が金
石の学が発達を起つて北魏の古碑を研究
唐代の石碑を書いたものを研究するやうなつたの
で我こそは日本のそこそこの漢魏の碑
の名跡を探ることの出来るやうなつた、
さうして前の黄庭経曹娥碑等を取つ
て唐代の碑と一つも同じ
はまらず唐代の古碑を面白味の欠如
けてゐる之は能書の思潮をこそ

義二の書いたものの書のようなものは多くあるけれども、千年の間何度も死に絶えて異説を挿んでいるようなこと……

概ね先きの事等を模刻は非常に深い……共通の定武本を以て第一とすることは大体の定論である、共定武本は金の多年心掛けて求めたにもかかわらず出来ないで、昔傳の蘭亭の面影の風とかけ離れたるのみならず定武本又は武氏の風ばかりあらうかと考へて、そのうちに或る先きに北京へ行つて友人が一人の友人の人に言つたの書を送つてくれた、其の定武の

とのひ書は全部とのよ本を定武本の考法で出たる書の引合せたる微妙の微尾形全まる、さうして又友人の送てくれたのを本の定武本ひ多年希望したるものである

即ち其定武本は他の蘭亭と比較すると色よ美い、はんとも矢張り蘭亭は其の蘭亭が美いはけれども(略)又、其の定武本は改刻の刻の認定して見ると上ずしたものとのあるようなもの、ただ定武本を見て文も昔書きの出来るのを定武本を張刻の刻の言葉とする驚いたものとまでいある、其は改刻の刻の

碑の二の三の殘るものと比較すると其の
特徴を擅にせるものにして、そこで定武蘭亭と
改の字とあるべき本面の字を見るとのうかとつまり
と思ひ合はせて又一花の方が深ぶ其は此の蘭
亭即ち義之の書といふべきものを現代殘存する
のものと此合して見ると其は全く取もの改
の字とあしも面白ば此を於て蘭亭序を書
果してあつたうるかつたことのみも特に
改の果して其を為を辛しとかとうかも疑ふる
為し其原をうあつたとすれば其は陳隋あ
の模本ひもるといふことも特に一體唐の代は
行はれる唐とつの一種の形式を作つてゐる。

擅まる前人の書を改めて唐代の一種の品
格を拵へてゐる、書きもうも此数を消んだ、王
羲之の書即ち唐代の書をもとにして定武本をもと
うめく、同架結構もちやんとしたものは色が
つかの、一體流字的なる唐の字体を書き
変へて其を写すこと云ふことしまつたもの
ひもうう、蘭亭もひしく改めて唐代
のものに変更さん其の後世の模倣に起るもの
のがある、下の人麿の碑を擅まる改竄し
人麿を聖といふと定家を目やらるものひ
ある……
此の問題を研究を要する

○余ニ少壮山岳ヲ跋渉スルモノハ宜シク山岳保護
策ヲ計畫セサルヘカラス
右ヲ為ス所以ノ出来ルヲヒ已ニ久シ然レトモ
此ノ山岳今ヲ以テ山ヲ山ヲ山ヲ
ル能ハスヲ遺憾シ以テ
ウ恢ウ為ニ本年九月中ヲ以テ
テ来ノ如ク
敢ヘテ
ツテ他ノ他聊ヲ
ヲイ山岳今ヲ
ル右ノ如ク不ノ
本ヲ以テ敢カ自ラ測ラス先ツ跋渉ノ

○仙波の伽藍は早稲田なる支那の刀剣古銭
若干を始め[illegible]の物も深くなる者
[illegible]名称停車場直東麓
龍山頂[illegible]堡壘築設中[illegible]
清人の説[illegible]漢代
我国の代の銭也又或[illegible]
匯[illegible]
同形の者を数[illegible]明時の刀剣
銭も[illegible][illegible]
物の[illegible]
(の)(こ)と[illegible]
と[illegible]

[illegible]仙波の将[illegible]歩兵第三十一旅団長[illegible]
○鳴田藩根[illegible]大[illegible]
[illegible]
もと高山寺の[illegible]
の[illegible]宋[illegible]と
○鳴田藩根又曰く松方伯[illegible]
の書と上[illegible]
[illegible]
手先の仕[illegible]
[illegible]
[illegible]松方[illegible]
[illegible]

○菊池晋次（惺亭）の書画を二分け元淳所の
石を作り、惺亭と共に、惺亭の
特に支那法帖の集を印譜とする
印譜とする事能はざるもの
を除く。四〇〇〇枚石山房を外にして此人
日の石を生ずるを出して示さんとの
こと

一 元淳所印譜 二冊
一 集古印譜 六冊
一 集古印 右 十二冊 江啓淑鑑定
一 宣和集古印史 西陵来行二人刷拓等 十冊
一 趙凡夫印譜

一 翰光堂印譜 許實夫
一 黒園印譜 日上 二冊
一 研山印草 （坤皐鐵筆） 松浦三三年版 四冊
一 何雪巴七十二候印譜 瀛洲壹是叔平氏作
一 廣慈寺印譜 竹廣鑑定 四冊
印史印存を初めて出でし、流行の印存を得
難き事を以て人を驚かす。遂に
ひ来る。之を印の鑑賞の集めたるものあり
又惺亭翁の集印譜とする事なり。ひ印
は北の印譜を二枚とることを知り、惺亭
の之に冊本に亦一冊を大印を集めんとす

又本の紙うのし手ナシ、之を板紙の端を刻
し印のいくらう者うえ、之を板紙にくく、金
の花しんそくまくの二寸巾部が結びそくこの八
冊本にあるも、此の二種印んうえ印んうの白
板にあるこの末に長くこの日或こ板版の白
印を忘れ後に陰こと日時に改板しこ
にあるまいこともあるべく、何雪園七十二候の
印譜を臨刻にあるこ、安しくこうこの
後七刻もこうこしヤレこあり、惟本こ
金の陰陽文を刻しこ雪園印譜をこといと
こうこおこ行こあるが、敵本も文合し
ものを行こまいと云ふこ敵本こ又七七寸六分

いと云ふ惟本に所見未に、惟本こ又雪園の
印を三十顆紙板にし印譜を出しこ示
さんに、こんこ日本の文の実物のあるの日本
に、即ち唐門弟の高弟にあり大西行花（又山
と称す）の日花しこ品にあるこ、又
此陰陽文の板ここのを刻しこの各顆
の大きさこ略こ金雪園印譜のと仲
仲の間にある板にこ惟本こ実相
三顆を示さんに四寸四方にある大印にあるこ
之に別本陽の四寸を刻しこ印うこの氣
に入つに、惟本こ花印の花ここの四五十
顆を出し示さんに、[illegible]の印林の義

鶴亀七福の図を彫りたる十文銭黄色にして貴重し
[illegible]黄四角の印七文銭、鈕の高き
[illegible]目を怡ハしめたるものなるべし
十二の孔ある十六羅漢を刻したるもの[illegible]
[illegible]数の孔ある十二文を刻したるもの
[illegible]注目を惹く、又四葉[illegible]
[illegible]未だ実物を見ざる
数類を見たれども蟻鼻銭も多くあるも
[illegible]大きく定る
洋銀の袖ボタンの心
[illegible]きものひとつ其の一面
[illegible]刻してあるもの[illegible]十九[illegible]
[illegible]ことが出来る、年代

も用の時代を示す説もあるも未だ角を
[illegible]
○[illegible]狩猟を嗜む人の[illegible]
床の間に猟夫の床を踏まえて先を手に
[illegible]
[illegible]漢文ひしと日てあつたが、王侯貴人
我[illegible]
[illegible]狩猟の義[illegible]
[illegible]
○糠屋[illegible]
[illegible]
[illegible]

さて又くしくも見事な作りなるのへ
蠟であろ、彼は多少の粮食の金がなん出ると直
ちに蠟の笠こへ出来る、これと実に薄く
べきものは実であつて、昔し家の試験法との
ものなれば今の人は蠟の年々のび粮食家の
名を称しれことであると云ふまじである
○帝室博物館の事ことに特別展覧会を催
催しは、当時列物家の経験を区域を甲の部素
永以前西洋輸入品及希有の品乙の部雲母法及
雲谷流の絵画丙の部維新前の蒔絵作品
漆器類等の乙である。
植木国家の飯なるであつて美しく青くことも

出来るが甲の部は江戸を最も主に云ふもすへ
徳川茂承出品の
鍔と緋　長七丈三尺七寸
赤緋　幅四尺九寸　表
流石に雄大なるものである
井伊直忠の
古代更紗　外国更紗人形の縮緬珠玉
これを昔しいつものなれ
其いのびの最近ものである
松平乗承
冬の絵
これも鍔絵集めたしものを見させるの大小二三

すこぶるあやしげなる何かも境や時好むかうてゐる
うつゝもない

西津仙湖の
蓮實石龍

これも一種の道である時代を追ふてまいる集
めたもの（巻子の仏書の書尾に其の日附を記せし（？））

伊達宗基の
支倉の遺物

大槻文彦の
集めたる遺物

これは（二十一枚）支倉ミコンナ倒しく傳へ出さるし家格ある
日本からも見た切の手紙より多くの人の不出の遺物

それから支倉遺物の中には彼の羅馬市民が
羅馬市民の特権を支倉に贈與したもので貴の
公書も見えた。羊皮紙に書かれたもので一六一五
（即元和元年）の年に賜つたもので
支倉の遺物の中には人ひとりあるかなしの尾張の
堀り出された此人が子孫であると云ふのである
これは常陸の人で古河の家老職
聴講せし人の話であるが此の人物は
和蘭語の関係ある話を古河の読め
おもしろく研究したる
年を經て行末を思ひて
其の事にて關係せる何の加へ

明了敵の事を無念し開国を禁することと分明
となりて、然るに出陣せんとする所数ハ或待ある
べき未だ御伸す勢さん見さんどもかくも四五十人
ハあるまじく、尊しても多くを出陣する人の一人
なり、依て彼に松平の居郷の姫也
直と云へるなりと、高見出陣の所我巾多くき
をよしとせ無難の名となる人けなる地なり
稀親の地図の趣かくのごとしと云ふ
利の高見志幸ハ泉石と称し古河城主土井
氏の家老にして蘭学を善くし渡辺崋山
の師なり、安政五年歿す、時に年七十四
崋山の言しなる所人の肖像も陳列されたり

松平完矢子の
各国帝王図屏風
傳山田右衛門作筆
山田右衛門作ハ元有馬家の士なりしか洋画
而氏相を得して後、口の像を作し
を以て松倉氏に仕へたり、寛永十四年島原
の乱に逆徒に通じんと之にくみせしが却て
寇軍に通ぜんとして事露はれ、賊徒の為に
捕へられ、未だ刑せられざる時城
陥りて官軍の救ふ所となり、松平伊豆守の凱旋に
従って江戸に出て信綱の邸に至り、それより
後、画を以て名を得る人たる其の肖像

堺中にも都合なく見つかりし者の中にも多く
屏風画の事を記す
此の屏風は長崎にありしを近時ある人之を購ひしもの也
又それより其の実物を拝見するの幸を得たり
妙心寺中春光院蔵

南蛮寺鐘
高二尺三分口径一尺四寸五分
銘一五七七年（天正五年）
耶蘇教会の徽章を附し刻んである
これを彼の南蛮寺のものとす
それを故の京の呼びし一でも妙心寺
この鐘は
ヤコンナ鐘と称してあることも見しく寺
大正でこれを世界に紹介し又田辺に知らせさ

うを得たし
ある時和蘭の紙製のトランプを探しけるに
美しくも其の洋字を用ゐたれども稀に出来
されば猶種々のうちより見んとすれば其の二三を余人に
濱松藩の藩札にて Ordentlij（和蘭書）と云
ある紙に印刷して千社巻の札を集め
これ紙の中よりも八九を洋字にて [illegible] 印刷しその
が為め複製の中にも洋書法ならび銭を見つ
けたる事あり
又或は和蘭書の如く六つの語にしたる
文字ランスンカルタの類をして物語の画
それらのものを写し将来其の青 [illegible] 空の繪を [illegible]

金平本の浄瑠璃ウンスンかんぜの図を
書いたもの、かんぜの立姿も出たもの
雪舟等の雪谷流の[illegible]を変化した味
が見えるようなもの、概して[illegible]の[illegible]の等数を出つ
くしたかもの、何のもの[illegible]あること
ここは注目を惹かれるもの

黒田与成(侯書)筆

四季山水図

この[illegible]歌ひもの[illegible]が雪舟等を学んだもの
が[illegible]図書の[illegible]
[illegible]雪舟の系統の[illegible]併し巧緻
なもの[illegible]

尾張の齊年寺筆

恵可断臂図

低本淡彩の大幅ひとつ[illegible]が[illegible]
[illegible]後ろ[illegible]可断臂を[illegible]
[illegible]図ひ[illegible]が[illegible]
花を連呼せしめ[illegible]三花笑
[illegible]

樵渓の系統を出でた
山水の模写

[illegible]を模し得たり[illegible]図扇
の里田候の四季の[illegible]こと入れ[illegible]
[illegible]の高[illegible]思樹の緑春の為

[illegible]を得けんとそうの意雪舟手法
のあることなりとぞ
雪村[illegible]なる紙脇しにて屏風二双
あり一説
海北友雪出品の
牧牛馬図六曲屏風　紙本墨画一双
次に
高橋是清出品の
牛馬図六曲屏風
　　紙本墨画一双
　　[illegible]
[illegible]も雪村の筆なるべう
と称する思へんと

[illegible]関係をもつて参考品と
して出陳されたるものが一四あり、元を
本流とする新寺西竜の三十六人集である
此の貴重図書の傳来はうつて能寺中之池
しにことも[illegible]が後奈良帝[illegible]
本新寺[illegible]の資を[illegible]
る返[illegible]の寺に帰りたるうつして[illegible]
あるを以て[illegible]流の能寺を
して方うし元と[illegible]ことを[illegible]
を所[illegible]なる新しく得たる奈良
帝の[illegible]の[illegible]の女であり即ち新
原氏全盛時代の作品[illegible]

[illegible]ることを其に見たであらう
[illegible]此の時代に於ける贅沢品の典型ひ
[illegible]ふ事を書き示す新式新の[illegible]紀の中に
皇后の御意の故の[illegible]ようしうず[illegible]
[illegible]の如し後に於て[illegible]も唐摩の[illegible]紙
[illegible]の能事を後に[illegible]
[illegible]を[illegible]しめ之を[illegible]
此の三十八集則ち[illegible]ことを来
[illegible]は是れを[illegible]し得ないう[illegible]
[illegible]の贅沢美を[illegible]
[illegible]ことである幾[illegible]
[illegible]毎の其の扱ひを異にして
[illegible]ある扱ひあるは其の去

[illegible]を言ふ千枚[illegible]金銀泥で花や蔦を
[illegible]ことは同じ紙を五色の紙を色
[illegible]の縁をあらいに扱ひ
[illegible]の中央に[illegible]
大穴十箇ある[illegible]其の字つ[illegible]
他の[illegible]紙[illegible]
[illegible]一枚の紙を[illegible]
[illegible]
菓木の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あのひ　南英義を新たに為出す事の断りの
と例のやうせんとそうの三年と云ふ俗うえ二
枝さえ出来ずとそうあるに任じや、北の書物を
日本の右の数冊を図書の様にとられ渡のみ
も捨ることの出来ずあひあくとも思へれる
○山東京伝の子孫なる通称某人の話しなる
の時太田南畝うの例のこと京伝を訪のに下駄を
履を忘れもて帰りてそのあつに南
畝の半半ばを出うの後のつくのを見ること
一向還す気色もなく仕遂に後を追ひ掛しに
南畝と共の強思を弱き人と行去ドンあこと
を駆うとうんとおそれてうも絶交すること

○京都の乗専の枝の図書館に書簡を江戸の家と称する
の人山東京伝と田沼侯の書物の中に北
京伝に関する記事の未だ発見せざるもの
枝書（野々山閑斎）に関する新説を得たるを以
て之を次に左に二三節を抄録す
寛政八年二月四日三日の條に西宮大坂
御手当の報せ「少しく海の言葉」
の枝を行へきやの又抽斎と山東京伝の
二金のやうに心まるく」とあり、此等の條に四

「山孫四郎兵衛尉殿を始め奉り、司成の德を慕ひ、
府中の出しかも、孫くと人多く、四馬四てう
宮を進ぜ、北方の司成の德こそと欲き
いひし人、あまたしかも世其人又そこそこ言
を待ちし先ぶるに、多くの人、怒めり去しき
の人々と折果して死をくしれ歩るのしれ
成貴人の司成る命を出ぶるしめ其防すべ
しといめる者、私と司成者のるる司成者
あり迎くて逢さるるを、さのぶる所なる
私と成んとて朝の迎へ、司成迎ぶして
此の事勢よりも(なま)の司成の一言を
成難しと論せしぶ四郎左衛門たって

うるるる(ぶ)御恨しもしこを決めり先
迎えといひるるかく行て其先(しと)ふ司
成笑て迎るを心る人、我オもとより扶
めるるるる、いうえひるる心を留めやと
別れる四郎左衛門殿、司成の股者
の上の事をもれ取「
閏四月朔日の條の曰く
四郎左衛門を送る定(ぶ)ちんとも鈔巣が家を分
ちる言こ四郎左衛門日黒鏡ケ谷の地面を十山を
巣き高さ三丈餘、白日昼天とふ字を石を
刻せんといふ者多
出来れ来り云、あ南の書るし其所の紙

[illegible]
作り日里三田村鏡[illegible]
[illegible]南敵[illegible]歌を[illegible]
武義のことなり[illegible]雑波江の
[illegible]
[illegible]大きく悦び金[illegible]上[illegible]
一官何幸得相親同局従容[illegible]八春文[illegible]
喜余同嗜癖豪英羨爾板傳倫西
奎瓊浦齋珠[illegible]北撫[illegible]興霧氏官
事恨他垂就日美除闕我棟梁人
有余校書日[illegible]功長久忽有此[illegible]
西音素[illegible]数十般[illegible]不[illegible]

飲咲如年[illegible]
五月廿二日の條に曰く
重義う家を三田村の其に新宮と謂く[illegible]人[illegible]
[illegible]家を[illegible]家を地面
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]南部[illegible]
[illegible]天平寶字の條に[illegible]
[illegible]南士[illegible]四萬人
[illegible]
[illegible]
の十枝と外の[illegible]二の[illegible]

鏡の裏の銘書しなる所の諸中の作りしは、
手を見るに上代一番新工の手者の能を始
さうなる人の皆驚きしとそ其後の話
すなる其後四一番新工の者あんうを我国
は世誤て深山の後の跡て我の国を一国
の富士の海やうも如きすぐきうといふ
とそ脇内くに見とそ穴あり入るる七百と
是を徒のうるるに堪ふるの工あの深
十四ヶ村のそくとといふ東面の国のうの除る
るにあるも流るるに清浄の意、都も地の方
さに丈、其上の富士山あるもんるるの西
方の道るも一里ばかりうし山上の上に

品海の情橋日ひの力也、唐の富士西の
地地方を地山を作りしもの人の事
なる地方人方を右に作り立人の裏の作る
ひかさき通度を清潔を長く生
る地山出来しもし去来客の其地地
の人跡絶し地るうしの事の境と
するを方方富士人去学作し所其下
をやくるに此光の地の地の方
唐の富士を買人とせしの値を方せ
怒を就の地るの富士を学ん と謀しも
方を学ん唐産の方ことを我国中の学か
しに工を用るるを方人千人といふ所

彼徒者ども自ら窯を一銭の値を石用旦年と
月々々窯きまして六文ずつ三文位三年の内
オヲ十六七位成ども誠に者ども妻年
云々
恰も今日の如し

夢蓮紀才一巻乙亥十月中旬書保下
前編
重尾尺早く者ども略書の後へき物
う景紅を通く者ども略書の後へき物
やまん我家々者ども仕よと云る初ども
年をとれんをとれ及ひ世貴父母を忘れし
乃の長う笑、略書部を出して後よる者ども
肖六命二る彼捕書誠をえんと誠しうば

二三人ども敢実ども捕元ども物のへし
世ども者ども人ども八ども者ども
柳橋の量時を撰者ども者ども
すく旦後の何のお誘を白て池を行
人と御手孫子ひとと同しども
未月者を約ども、命玉山頼人ども豚兄
前書を話しうば物千枚思ども
歌を可給と話言ども者を起し歌思ども
少ども山面濃しいふ七歩ハンのすといふも
世ども玉さるへしと山孫砂ども
杯を似ども山孫砂ども者三四
ども新渡ども給ども小一く渡氣

あつ酒を冷えぬうちに茶碗
の強き推を飲むとして又云金無之如況
んやもしも貴方様にいまだ假金五百両
なりともいうて私にもいまだ彼方様
もいまだ二三百の大金
人なも家地を貴方様に我祝儀の為
時々人のいふを地所しき拵こらふまじく
さこれらの人を地を三百両に
ちん等詰る四百両を貴方様より
移れば少しく金を得ん心為定
此手を来ぬうちに家を任宮方様に
家を任宮方様の上、貴方様に

而来ること力をつくしとも不能也前を四人扶を
こうりゃうすす出すを出ぬ彼人の
を前々図りを貴方様の心を考し計らを
つ長しきと云へ有て我子の為すを深
を定をしつるハ人あるこんを図るを計
をを云用へし北不下太夫とさくいるや
太夫の立ふう一つもあるしうを計を
拙とやいはん迂とやいはん、もし此言を怪ま
は古今第数を面倒ハ有るを明白なるべし
と論々と兼すの金拙すること言を為るべ
りといへるまで此をもうもあ
らす法を口を噤んでいるより

明治十一年十月吉日の修繕
十月吉日山岸と同く撫子堀出来る後
生物也、南敵前畳敷
二ツ生ず撫子堀帯を並べ五十畳
後四間の尺後の棟けやき柱八間と尺
角也、長さ一丈二間
狭く二十六七畳を敷くべし二階四方張付
蝶番地、天井、工トロフ、チヤ〳〵ボリ、
イルコウツカ、イシカリ、テシオ川の
国を為か〳〵魚の言葉、足利尊
の卓、亀井六郎うた野ゆる沒をこさる、
紅葉、　年中の板、マガ玉十枚、サ枚

此板八畳敷、此四畳敷、天井張をする
時々の作つけ床の作る廣も板を
とる敷々の作る作也二階の床二畳七八尺
七畳ん　山の板の皮一枚も張る事
此板畳日、余り山小二子時日しも沈む
美保敷〳〵出つ、並て玄関の柳植る事
時を張ん　前来ると行る
いまだ事ん　叮のお孫を
ある行而南敵前ん　松しも、此板
迄を先角しん来ん外を約る
行を以行ん終を紅かく断て来
みて前の天　お孫う多を主さる

二て献

白藤柳樹を画豊崎[illegible]
八二枝[illegible]を画を悪くしてあるこの山桜
[illegible]こゝに書き
南畝翁詩ある余三人うまれを[illegible]

元の四

金陽紀屋捕手球、山千三人、お徒行、表
月上旬顔見世、松[illegible]の[illegible]姉先生
[illegible]の京[illegible]紀[illegible]を[illegible]
北[illegible]の[illegible]湖[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二 田辺版

又[illegible]
培機を松柏、書物列鼓鐘、[illegible]の玉露
[illegible]、元見玉美世[illegible]

此十雪の[illegible]と[illegible]
響過流云、梁上塵[illegible]と[illegible]へし[illegible]人
まれ生[illegible]を設く不習銀金 梅井
〃恩人[illegible]、庖[illegible]
[illegible]

中巻

[illegible]の寵姫をお[illegible]と云十八人[illegible]の[illegible]
[illegible]の下[illegible]、[illegible]が[illegible]
換し[illegible]

の元を改めこれ云
今市川文蔵三代目也 亀田鵬斎作 未
不詳又考拙者
黄一城と云の名男しひ 裏

○連環鈕黄銅印

中井敬所の著書云
尾藤二洲先生遺愛
後係阿波人仁尾蓮
花翁 鷗亭 今帰橋
井氏

又云

高芙蓉翁遺製蒙法刀法典雅而那位
所謂鑄印法也 文曰獨醒樓図書記
甲辰桂秋 七十四史兼之識
横井の氏名 名の余の棄延せしこと一言しるす
今を余の名 世の
○中津廣陳と云人 名を知 図書
名の印味 印
八白石印 名の印 八白
数使を為 拙 拙 中津氏
為せること 人 人保天 地の
由来を 記 刻 刻 物
須上毛人中津表廣勝 刊白石印譜来 序 余受

而覔之、印大小凡三十、刀法亦古、皆可称異、乃試
叩其所自来、對曰、亡友片山氏、家於新田郡、數
世素封、多藏古今名家書畫、其人篤意嗜古、
且殊慕先生、此印亦係其所寶愛、其歿後、余乞
其嗣子得之、蓋聞先生在世之日、屢抵此州、訪世
良田村長樂寺、檢西殿文書、然則其所傳来、亦
可審知矣 ㄏ

十二 田辺版

以下全て

白　紙

明治三十九年
五月中浣
春城陳人